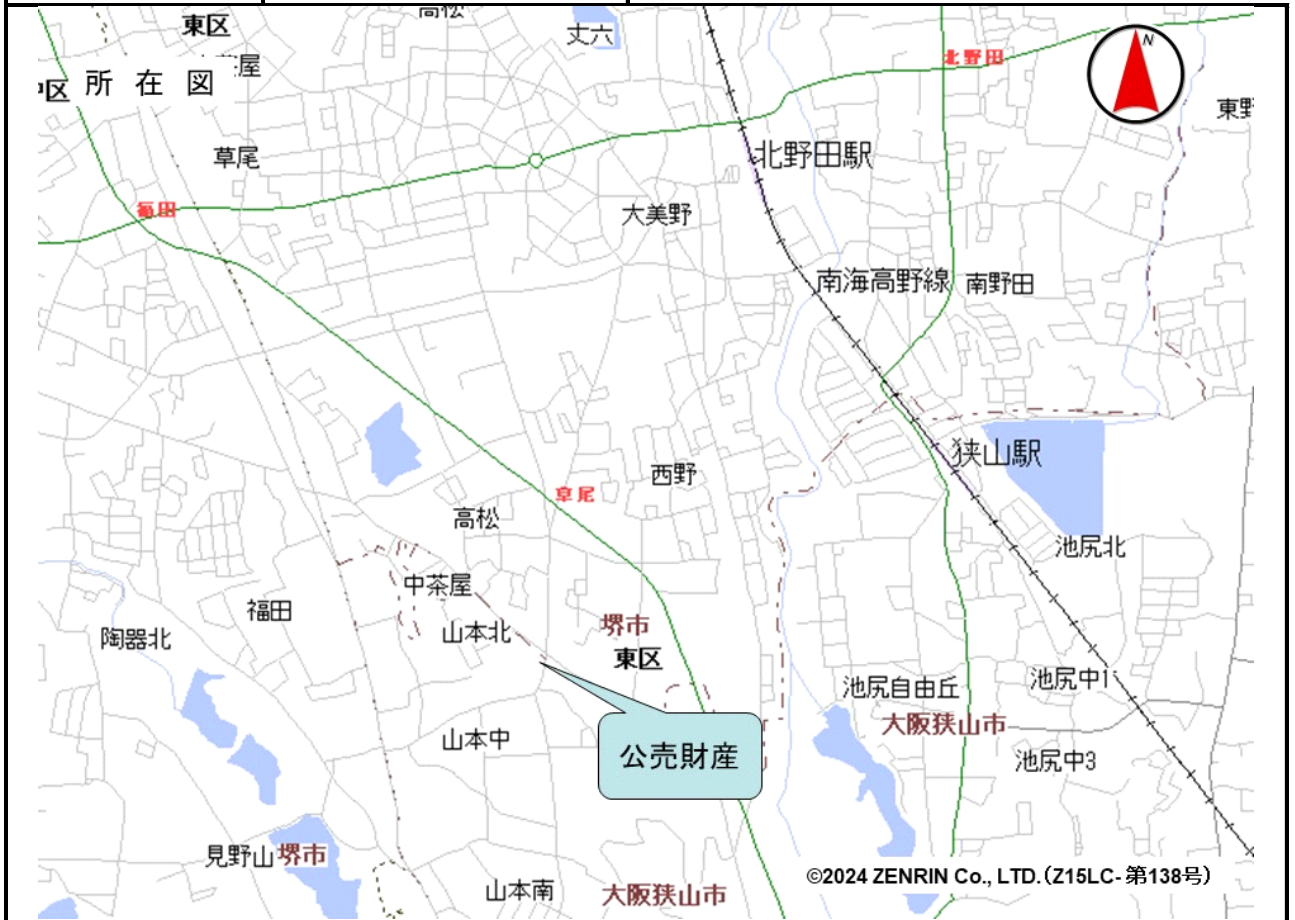


|        |  |       |          |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 1104-1   |       |          |
| 見積価額   | ¥6,681,000   | 公売保証金 | ¥700,000 |
| 財産の表示  | <p>1 所在 大阪府大阪狭山市山本北<br/>地番 1407番1<br/>地目 宅地<br/>地積 13.22 m<sup>2</sup></p> <p>2 所在 大阪府大阪狭山市山本北<br/>地番 1410番1<br/>地目 宅地<br/>地積 209.48 m<sup>2</sup></p> <p>3 所在 大阪府大阪狭山市山本東<br/>地番 1410番2<br/>地目 宅地<br/>地積 41.75 m<sup>2</sup></p> <p>4 所在 大阪府大阪狭山市山本北 1410番地1、1407番地1<br/>家屋番号 1410番1<br/>種類 居宅<br/>構造 木造瓦葺平家建<br/>床面積 119.22 m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> |       |          |
| 公法上の規制 | 市街化調整区域<br>建ぺい率 60% 容積率 200%<br>宅地造成等工事規制区域<br>周知の埋蔵文化財包蔵地「陶邑窯跡群」  |       |          |
| 接道状況   | 公売財産は、東側で、幅員約2.5メートルの舗装市道「口大野山伏線」（建築基準法第42条第2項該当）にほぼ等高に接面する。   |       |          |
| 地盤・地勢  | 公売財産1～3は3筆一体で、間口約21.9メートル、奥行き約20.8メートルの不整形な画地であり、地勢はほぼ平坦である。   |       |          |
| 使用状況等  | 公売財産1～3は、公売財産4の敷地として利用されている。<br>公売財産4は、昭和40年2月頃の建築であり、令和8年2月現在、公売財産所有者に居宅として利用されていると見込まれる。   |       |          |
| 管理状況等  | —  |       |          |
| 特記事項   | 公売財産上には、未登記建物が存在し、公売により法定地上権が成立すると見込まれる。<br>公売財産上には、カーポート等の構築物が存在すると見込まれる。   |       |          |
| 住居表示等  | 大阪府大阪狭山市山本北1410番地の1  |       |          |
| 最寄駅等   | 南海電鉄 高野線 北野田駅 南西方約1.4キロメートル（道路距離）  |       |          |
| その他事項  | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。  |       |          |
| 留意事項   | 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。<br>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。<br>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、  |       |          |

|        |   |       |          |
|--------|---|-------|----------|
| 売却区分番号 | 1104-1  |       |          |
| 見積価額   | ¥6,681,000  | 公売保証金 | ¥700,000 |
|        | <p>担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> |       |          |

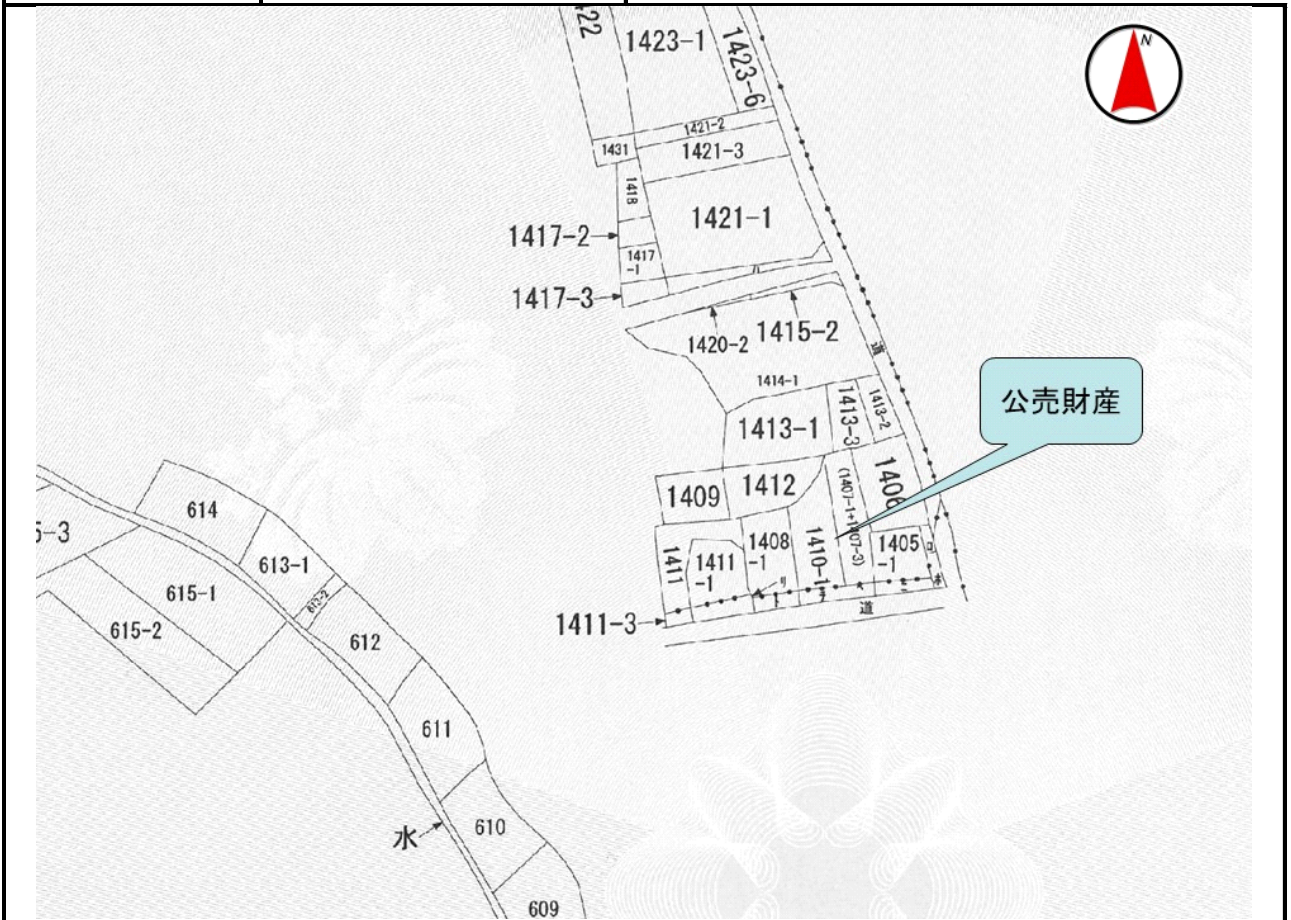
売却区分番号

1104-1



売却区分番号

1104-1



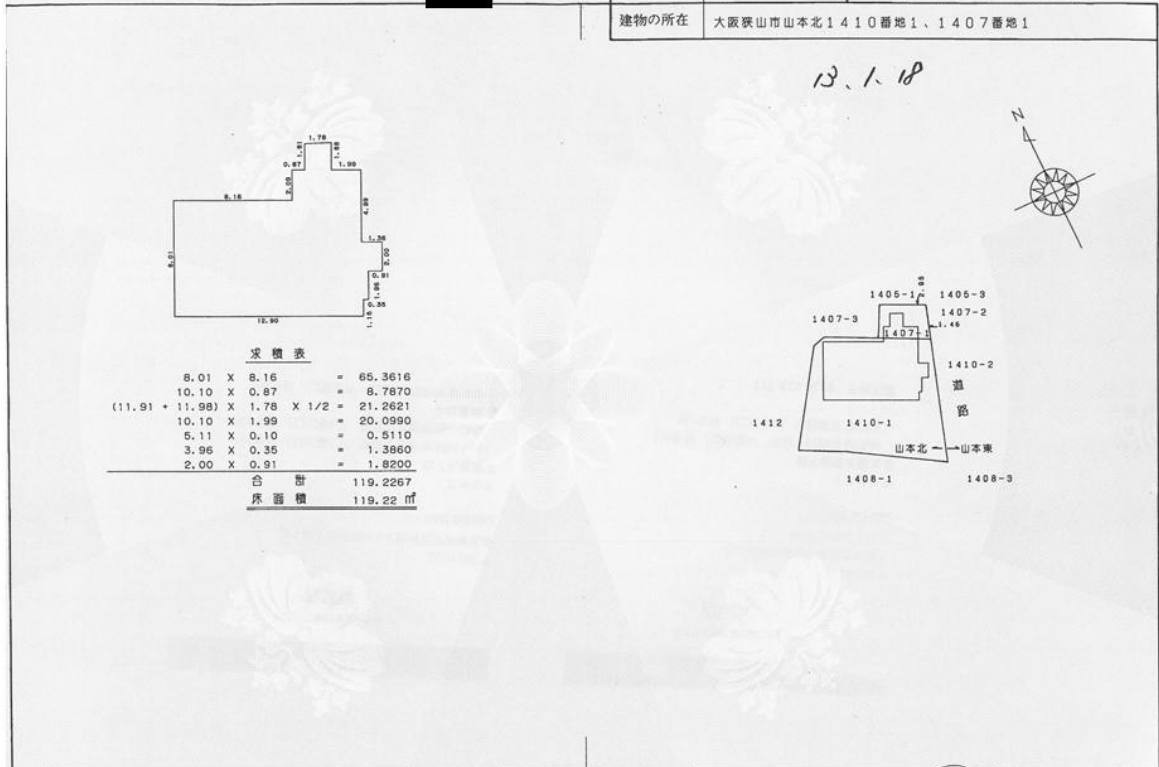
各階平面図

5462828 建物図面

家屋番号 1410-1

各階平面図

建物の所在 大阪狭山市山本北1410番地1、1407番地1



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

売却区分番号

1104-1



公売対象外財産